

ニュースアプリを活用した魅力発信業務に係る企画提案実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度ニュースアプリを活用した魅力発信業務

(2) 業務の趣旨・目的

本県のさらなる魅力発信のためライター等が記事を作成し、ニュースアプリ等で発信する。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 仕様書の位置づけ

仕様書は、受託者が実施すべき内容等の最低限度の基準を定めたものであり、業務委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ、変更する場合がある。

(5) 契約限度額

1,650,000円(税込)以内

(6) 業者選定の方式

静岡県知事戦略局広聴広報課において企画提案方式による評価を行い、参加業者の中から審査によって1社を選定する。

(7) 費用の弁済

当該企画提案への参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

2 参加資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において、広告代理業務の営業種目の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められたものであること。

ウ この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

オ 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の(ア)から(キ)に該当しないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

(イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。(以下同じ。)である者

- (ウ) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者。
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 応募方法

公募企画提案への参加を希望する者は、提出期限までに以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加資格確認申請書(様式第1号)
1部。代表者印を押印すること。
- イ 宣誓書(様式第2号)
1部。代表者印を押印すること。

(2) 提出期限

令和2年4月10日(金)正午(必着)

(3) 提出場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館4階 広聴広報課

(4) 提出方法

上記提出先に持参又は郵送とする。持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く)とする。郵送の場合は、書留など発送・配達の確認ができる方法によること。

4 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和2年4月27日(月)正午(必着)

(2) 提出物及び数量

- ア 企画提案書(任意様式)【6部提出】
 - (ア) 記事を作成するライター等及び記事の項目案の提案
 - ・ライター等の実績(過去の作成記事、雑誌等への掲載実績、フォロワー数等)
 - ・指定する4つのテーマに加え、1つテーマを追加すること。
 - ・自社の強みを活かして、作成記事の露出機会をより増やす取り組みの提案。
- イ 見積書(任意様式)【1部提出】
 - ・A4で作成すること。
 - ・内訳を明記すること。
 - ・金額は税抜金額で提出すること。
- ウ 会社概要【1部提出】
 - ・パンフレットなど会社の概要が分かるものを提出すること。

(3) 注意事項

- ア 見積書の宛名は「静岡県知事」とすること。
- イ 見積書は記名・押印（代表取締役の氏名・印）のうえ封印すること。
- ウ 見積書を入れた封筒の表面に「ニュースアプリを活用した魅力発信業務見積書 在中」と明記し、裏面に住所、商号を記載すること。
- エ 提出書類は1部ずつ分けて封筒に入れて提出すること。

5 選定基準

- (1) 企画性：作成する記事が読者が興味を惹く項目であるか。
- (2) 経費：見積書の金額及び経費内訳が妥当で、費用対効果が優れているか。
- (3) 遂行能力：業務内容を十分に遂行する能力があると認められるか。

6 スケジュール

- (1) 参加表明書提出期限 令和2年4月10日（金）正午
- (2) 企画提案書提出期限 令和2年4月27日（月）正午
- (3) 事業者決定 令和2年5月14日（木）（予定）
- (4) 契約日 令和2年6月1日（月）（予定）
- (5) 契約期間 令和3年3月15日（月）まで

7 著作権の取り扱い

- (1) 受託候補者の企画提案書及び成果物（以下「企画提案書等」という。）に係るすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規程されている権利を含む）その他一切の権利は静岡県に帰属する。
- (2) 受託候補者は、企画提案書等の作品の著作権者人格権を行使しないこととする。

8 本要領及び仕様書に関する質問及び回答

本要領及び仕様書の質問等については、9の問い合わせ先に、FAX又は電子メール（様式自由）で問い合わせること。回答は都度メールで行い、全体に関わる質問内容に対しては、参加者全てに回答を送付する。
基本的に口頭による質問には応じない。

9 問い合わせ先

静岡県 知事戦略局広聴広報課 県民広報班
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話：054-221-2233 FAX：054-254-4032 メール：PR@pref.shizuoka.lg.jp